

資料3: 運行管理者と安全運転管理者の違い

<白ナンバー事業者の点呼(アルコールチェック他)について予備知識>

収集運搬委員会研修及び勉強会内容(案)

2022年の道路交通法施行規則の改正により4月から運転前後に目視によるアルコールチェックを受けその内容を記録し、1年間保存する必要がある。

10月からは目視に加えアルコール検知器を用いてチェックすることが義務化される予定だったが半導体等の不足で検知器の購入ができないことから現在に至るが2023年12月より義務化される。

1. 緑ナンバー(事業用)と白ナンバー(自家用)の違い

・緑ナンバーとは、運送業許可(一般貨物自動車事業運送事業)を緑ナンバーまたは営業ナンバーと言う。
(貨物自動車運送業法第83号 第79条までである)

緑ナンバーは他人から運賃をもらって貨物を運ぶトラック業(一般貨物自動車運送業)に取り付けられる。
例えば、バス、タクシー、宅配便、引っ越し業者など

(1) 白ナンバーとは、自家用自動車を言う。

白ナンバーは自社の荷物を運ぶことができる 乗用車等

◎産業廃棄物の運搬は良いとされている

(2) 緑ナンバー(事業用)の条件

- ・運行管理者の選任・・・点呼 アルコールチェック、健康状態、運行指示など
- ・整備管理者の選任
- ・営業所、休憩・仮眠施設の確保
- ・車庫の確保
- ・5台以上のトラックの確保など

また、税金面は優遇されているが車両点検等は3か月になっている。

今回12月から白ナンバーもアルコール検知器を用いたチェックが義務化される。

それに伴い緑ナンバーでは運行管理者、白ナンバーでは安全運転管理者が点呼を行う。

2. 運行管理者と安全運転管理者の違い

(1) 運行管理者

運行管理者とは、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、事業用自動車の運転者の業務割、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の健康状態(アルコールの有無確認)等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う。(詳細別途)

①条件は、運行管理者試験に合格すること。(国交省)

事業用自動車の運行管理に関し1年以上実務経験または講習機関が行う基礎講習を受けたものが受験資格を得られる。また、車両の保有台数によっても人数が変わってくる。

陸運局に届け出る。

選任された場合は、一般講習を2年1回講習を受講しなければならない。

台数によって選任する人数も変わってくる 最低1台

②罰則 3つの行政処分がある(国土交通省、運輸局監査や重大事故等によるもの)

(ア) 車両使用停止

(イ) 事業停止

(ウ) 許可取消

(2) 安全運転管理者

安全運転管理者とは運行管理者の業務に似ている。業務割、運転者の指導監督、点呼による運転者の健康状態(アルコール有無確認)等の把握、安全運転教育などの業務を行う。

①条件は、5台以上に1人を選任する。20歳以上で2年以上の実務経験を有する者

また車両台数が20台以上39台までの場合は副安全運転管理者を1人选任しなければならない。

選任した時には、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会(管轄の警察署)に届け出る。

②罰則 ※参考資料：別紙参照

選任義務違反、解任命令違反、是正措置命令違反、選任解任届出義務違反また、アルコールチェックを怠った場合は、安全運転管理者の義務違反となるが、今のところ特に罰則は設けられていない。ただし、安全運転管理者の解任や、命令違反に対する罰則が科せられる可能性がある。

会社の代表者や責任者にも罰則の対象になる。

・アルコールチェック 記録項目(1年間保管) ※順不同

確認者名、運転者名、車両番号、確認日時

確認の方法 アルコール検知器の使用の有無を記載

対面でない場合はビデオ電話などの具体的な確認方法を記載

酒気帯びの有無

指示事項、その他必要な事項

3. 各管理者の業務内容

(1) 安全管理者の業務内容

①運転者の状況把握

運転者の適正や技能、知識及び法令や処分の遵守状況を把握するための措置を講じます。

②運行計画の作成

最高速度違反や過積載運転、放置駐車違反行為や過労運転の防止など、安全運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成する。

③交代要員の配置

運転者が長距離運転や夜間運転を行う場合、疲労などで安全な運転ができなくなる可能性があるときは、事前に交代ドライバーを準備する。

④異常気象時等の安全確保の措置

異常な天候や自然災害などで、安全な運転が困難になる可能性があるときは、適切な指示を出し、安全な運転を確保する為の措置をとる。

⑤安全運転の指示

運転者に対して点呼を行い、自動車の点検の実施状況や病気や過労などで運転ができない過労などで運転ができない可能性があるかどうかを確認し、安全な運行を確保する為に必要な指示を与え、例えば運転方法などのアドバイスをを行い安全性を高める。

⑥運転前後の酒気帯びの確認

運転をする前や終了後の運転者に対して、酒気帯びがあるかどうかを目視やアルコール検知器などの手段で確認を防止し、安全な運転環境を確保する。

⑦酒気帯び確認の記録・保存(アルコールチェック)

酒気帯びの確認結果を記録し、その記録を1年間保存することで、適切な管理と監査が可能となる。

⑧運転日誌の記録

運転者には運転日誌を備え付けてもらいます。運転者名や運転の開始と終了の日時、運転距離などの必要な情報を記録することによって、運転状況の把握や適切な記録管理が行える

⑨運転者に対する指導

自動車の運転に関する技術や知識など、安全な運転を確保するために必要な事項について運転者への教育を行う。適切な運転方法、交通規則の遵守、事故防止などについて教育し安全な運転を推進する

(2) 運行管理者の業務内容

・・・貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条 1 7 項目ある)

<主な業務内容 (抜粋) >

①事業用自動車の運転者の業務割(配車)

勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、常務割に従って、運転者を事業用自動車に乗務させなければならない。(無理のない運行計画を作成することで過労運転や事故を防ぐ)

②休憩・睡眠施設の保守管理

休憩施設や睡眠・仮眠施設の現状が常に良好であるよう計画的に管理する義務がある。

③運転者の指導監督

運転者に対する適切な指導監督を行わなければならない。理由として運転者が順守しなければいけないルールや安全を確保する為に必要な運転技能・知識等を運転者に習得させる必要がある。

④点呼による運転者の疲労・健康状態把握

点呼をとることで運転者の疲労状態や健康状態を把握しなければならない。健康状態の把握には、体温計やアルコールチェッカーが必要になる。(安全運転、事故防止)

⑤安全運行の指示

運転者に対して安全運行の指示を出す必要がある。安全運行に必要なドライバーの勤務時間を設定し、運行管理のための指揮命令統を明確にする必要がある。

以上